

泰玄会西病院 運営規程

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人泰玄会が開設する医療法人泰玄会 泰玄会西病院(以下「病院」という。)が行う、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)は、要支援、又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業を提供する。

(運営の方針)

第2条 サービスの提供にあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって通所リハビリテーション計画及び予防通所リハビリテーション計画(以下「計画」という。)を作成し、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ計画の内容について同意をとることとする。

2 事業の提供にあつては、事業所の従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し、身体拘束を行わない。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所及び事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱うものとする。また正当な理由がない限り第三者に漏らさないものとする。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととし、利用終了後も同様の扱いとする。

また、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携上、利用者及びその家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により同意を得ることとする。

①サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等

②地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

⑤生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

6 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人泰玄会 泰玄会西病院

(2) 所在地 一宮市小信中島字郷中104番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

医師 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員 5名以上

(うち理学療法士・作業療法士または言語聴覚士 1名以上)

従業者は、事業の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日 月曜日～土曜日(但し12月31日～1月3日は休み)

営業時間 午前8時30分～午後5時とする。

サービス提供時間 午前10時～午後4時10分までとする

(利用者の定員)

第6条 事業の利用者の定員は次のとおりとする。

1日あたり45名(1単位45名)

(利用者に対する事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 計画の作成

(2) 食事の提供

(3) 入浴

(4) 機能訓練(個別的なリハビリテーション・集団レクリエーション)

(5) 送迎

2 食費は1食あたり700円を徴収する。

3 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる追加費用(行事食)として1食500円を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市・稲沢市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 看護職員等は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 病院は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し非常災害に備えるため、年2回定期的に避難・救出訓練を行う。

また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第12条 病院は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生またはまん延しないように、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果につ

いて、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的

的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 病院は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2)継続研修 年1回

(3)認知症介護基礎研修(介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人泰玄会と病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年10月2日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日から改定する。

この規程は、平成17年4月1日から改定する。

この規程は、平成17年6月1日から改定する。

この規程は、平成17年10月1日から改定する。

この規程は、平成19年6月1日から改定する。

この規程は、平成21年4月1日から改定する。

この規程は、平成22年10月1日から改定する。

この規程は、平成23年8月1日から改定する。

この規程は、平成25年8月1日から改定する。

この規程は、平成27年6月1日から改定する。

この規程は、平成29年6月1日から改定する。

この規程は、令和4年6月1日から改定する。

この規程は、令和6年2月15日から改定する。

この規程は、平成13年4月1日から改定する。

この規程は、平成16年4月1日から改定する。

この規程は、平成17年5月9日から改定する。

この規程は、平成17年8月1日から改定する。

この規程は、平成18年5月1日から改定する。

この規程は、平成20年6月1日から改定する。

この規程は、平成22年4月10日から改定する。

この規程は、平成23年6月1日から改定する。

この規程は、平成24年6月1日から改定する。

この規程は、平成26年6月1日から改定する。

この規程は、平成28年6月1日から改定する。

この規程は、令和3年6月1日から改定する。

この規程は、令和4年12月1日から改定する。

この規程は、令和7年4月1日から改定する。